

議案第 57 号

市川市個人情報保護条例及び市川市公文書公開条例の一部改正について

市川市個人情報保護条例及び市川市公文書公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 2 月 26 日提出

市川市長職務代理者

市川市副市長 佐藤 尚美

市川市条例第 号

市川市個人情報保護条例及び市川市公文書公開条例の一部を改正する条例

(市川市個人情報保護条例の一部改正)

第 1 条 市川市個人情報保護条例（昭和 61 年条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものであり、文書、図画、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるものに記録されるもの若しくはされたもの」を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 2 項に規定する個人情報」に改める。

第 2 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第

2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

第7条第2項中「思想、信条、宗教」を「要配慮個人情報」に改める。

第8条第1項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 個人情報に要配慮個人情報その他基本的人権を損なうおそれのある個人情報が含まれるときは、その旨

第16条の2第1号中「第28条」を「第29条」に改める。

(市川市公文書公開条例の一部改正)

第2条 市川市公文書公開条例（平成9年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、写真、フィルム、磁気テープ、磁気ディスクその他規則で定めるもの」を「及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第8条第1項第1号において同じ。）」に、「、実施機関」を「、当該実施機関」に改める。

第8条第1項第1号中「特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得る」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の市川市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第7条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第8条の規定によ

り届け出る業務について適用し、同日前に第1条の規定による改正前の市川市個人情報保護条例第8条の規定により届け出た業務については、なお従前の例による。

- 3 新条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後にする届出について適用する。

理 由

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の改正を踏まえ、個人情報に係る定義を国の行政機関における個人情報に係る定義と同様のものにするほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。